

介護保険外サービス契約書

(業務委託基本契約書)

利用者： _____ 様

事業者： _____ 株式会社 灯虹

業務委託基本契約書

(以下、「甲」といいます) と、株式会社 灯虹の営むケアセンターカインド蓄 (以下、「乙」といいます) は、乙が甲に対して行う業務の委託 (介護保険外サービス) について、次の通り契約を締結いたします。甲及び乙は、相互の信頼を基盤として誠実に本契約を履行するものとします。

第1条 (契約の目的)

甲は、介護保険外サービス業務を乙に委託し、乙は、業務委託基本契約書 (以下本契約) に基づき、これを受託し、誠意を持って甲に対し、介護保険外サービスの業務を提供します。甲は、乙に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から1年間とする。
2. 契約満了の2日前までに、甲から乙に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (介護保険外サービスの内容)

種類	内容
【家事 通常コース】 (家事援助)	お掃除・窓拭き・玄関周りのお掃除・調理 (同居家族の調理など)・換気扇掃除・入院中の買物、洗濯などのお手伝いなど
【家事 大掃除コース】 (家事援助)	大掃除、大型の荷物の移動など
【ケアコース】 (身体介護)	介護保険支給限度額超過時。 ショッピングの付添い・散歩・銀行、区役所等への付添い・散髪、銭湯への付添い・お花見・カラオケへの付添い・観劇 (歌舞伎など) への付添いなど
通院付添いサービス	通院介助の付添い

第4条 (サービス提供の記録)

乙は、サービスの実施ごとに、サービス内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に甲の確認を受けることとします。

第5条 (料金)

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

種類	料金① (1時間)	料金② (15分)	料金③ (夜間・早朝)
【家事 通常コース】	2,200円	550円	2,750円
【家事 大掃除コース】	4,400円	1,100円	5,500円
【ケアコース】	3,850円	962円	4,812円
【通院付添いサービス】	2,000円	500円	2,500円

1. 乙は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに甲に送付します。
2. 甲は、当月料金のお支払は、原則集金による現金支払いをするものとします。
3. 甲は、居宅において、サービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します

4. 料金③（夜間・早朝）の適用時間帯は、朝8時以前と夜6時以降とする。
5. 深夜のサービス提供については、当該サービス対象外とする。

第6条（キャンセル規定）

甲のご都合によりサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前営業日の18時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の18時までにご連絡がなかった場合	当該サービス料金の50%

※ ただし緊急の体調不良・入院などは、キャンセル料の対象外となりますので別途ご相談ください。

第7条（契約の終了）

1. 甲は乙に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、甲の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 乙は、やむを得ない事情がある場合、甲に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、乙は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 乙が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 乙が守秘義務に反した場合
 - ③ 乙が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 乙が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、乙は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 甲のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 甲またはその家族が乙やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 甲が施設等に入所した場合
 - ② 甲が死亡した場合

第8条（秘密保持）

乙、及びサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た甲およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第9条（賠償責任）

乙は、サービスの提供にともなって、乙の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に著しく損害を及ぼした場合は、甲乙協議の上、甲に対してその損害を賠償します。

第10条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲と乙は、乙の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

